

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（抄）

公布 平成12年 3月29日条例第 6号
(特定非営利活動促進法関連の追加)
改正 平成19年12月21日条例第 72号
改正 平成20年12月24日条例第104号
改正 平成21年12月15日条例第102号
改正 平成22年12月17日条例第 61号
改正 平成24年 3月30日条例第 20号
改正 平成24年12月28日条例第117号
改正 平成25年12月20日条例第 65号
改正 平成26年12月24日条例第108号
改正 平成27年12月15日条例第 61号
改正 平成29年 3月31日条例第 12号
改正 平成29年12月18日条例第 62号
改正 平成30年12月25日条例第 58号
改正 令和 2年12月22日条例第 98号
改正 令和 3年 3月31日条例第 9号
改正 令和 3年12月24日条例第 44号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち環境生活部の所掌するものの一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則（平成19年12月21日条例第72号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の3の項、2の4の項、3の2の項、3の4の項、4の項、4の2の項及び4の4の項から6の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成20年12月24日条例第104号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項、4の2の項、4の4の項、7の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成21年12月15日条例第102号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の2の2の項の改正規定 公布の日
 - (2) 別表第1の2の3の項の改正規定、同表に2の3の項から2の5の項までを加える改正規定、同表の3の2

の項の改正規定、同表に3の3の項を加える改正規定（鹿追町に係る部分に限る。）、同表の3の4の項の改正規定、同表に4の2の項を加える改正規定（鹿追町に係る部分に限る。）並びに同表の6の項及び7の項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成22年12月1日

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、3の3の項、3の5の項、3の6の項、4の項から4の3の項まで、4の5の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の際当該改正規定による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の3の項から2の6の項まで、3の2の項、3の3の項、3の7の項、4の2の項、6の項及び7の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては鹿追町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、鹿追町長のした処分その他の行為又は鹿追町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 （平成22年12月17日条例第61号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の4の3の項(29)の改正規定及び同項中(30)を(31)とし、(29)の次に(30)を加える改正規定公布の日

(2) 別表第1の4の3の項の改正規定中「北広島市 南幌町」を「旭川市 深川市 北広島市 石狩市 当別町 松前町 奥尻町 今金町 せたな町 ニセコ町 倶知安町 共和町 南幌町 栗山町 浦臼町 美瑛町 下川町 苫前町 遠軽町」に改める部分（石狩市に係る部分に限る。） 平成23年10月1日

- 2 この条例（前項第2号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の5の項、3の6の項、4の項、4の3の項、5の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（中略）

別表第1の4の3の項の改正規定中「北広島市 南幌町」を「旭川市 深川市 北広島市 石狩市 当別町 松前町 奥尻町 今金町 せたな町 ニセコ町 倶知安町 共和町 南幌町 栗山町 浦臼町 美瑛町 下川町 苫前町 遠軽町」に改める部分（石狩市に係る部分に限る。）

（後略）

附 則 （平成24年 3月30日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の3の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）又は同条例の施行のための規則（以下この項において「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の日（以下この項において「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 3 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下「改正法」という。）の施行の日

前に改正法附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）第66条の11の2第3項の認定の申請を行った法人で改正法の施行の際現に当該申請に係る認定を受けていないものに係るこの条例による改正前の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の4の3の項(29)に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

- 4 改正法の施行の日前に旧租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けた法人（同日以後に改正法附則第10条第2項の規定に基づきなお従前の例により旧租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けた法人を含む。）に係る改正前の条例別表第1の4の3の項(30)に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第117号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の4の項、3の5の項、3の7の項、4の項、4の3の項、5の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月20日条例第65号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の2の3の項及び2の4の項(18)から(21)までの改正規定 公布の日
 - (2) 別表第1の2の4の項(16)及び(17)の改正規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (3) 別表第4の改正規定中「旭川市」を「旭川市 苫小牧市 美唄市」に改める部分（苫小牧市に係る部分に限る。）平成26年10月1日
- 2 この条例（前項第3号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成26年12月24日条例第108号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成27年12月15日条例第61号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の3の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）若しくは特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては蘭越町長又は利尻富士町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、蘭越町長若しくは利尻富士町

長のした処分その他の行為又は蘭越町長若しくは利尻富士町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 12 号）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 4 の 3 の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）若しくは特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年北海道条例第 40 号）（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては猿払村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、猿払村長のした処分その他の行為又は猿払村長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 29 年 12 月 18 日条例第 62 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 4 の 3 の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては岩内町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、岩内町長のした処分その他の行為又は岩内町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 30 年 12 月 25 日条例第 58 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 4 の項及び 4 の 3 の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては日高町長又は新冠町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、日高町長若しくは新冠町長のした処分その他の行為又は日高町長若しくは新冠町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日条例第 98 号）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 4 の項及び 4 の 3 の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

一部改正（令和 3 年 3 月 31 日条例第 9 号抄）

〔特定非営利活動促進法その一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第 1 条による改正〕

第 1 条 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年北海道条例第 6 号）の一部を次のとおり改正する。

別表第 1 の 4 の 3 の項 (2) 中「公告又は」を削り、「インターネット」の次に「の利用等」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 24 日条例第 44 号）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 4 の

項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第1（第2条関係）

1～4の2（略）	
<p>4の3 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証 (2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認証の申請があった旨等のインターネットの利用等による公表及び縦覧 (3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認証又は不認証の通知 (4) 法第12条の2において準用する法第43条の2の規定による警察本部長への意見の聴取 (5) 法第12条の2において準用する法第43条の3の規定による警察本部長からの意見の受理 (6) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登記の届出の受理 (7) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認証の取消し (8) 法第17条の3の規定による仮理事の選任 (9) 法第17条の4の規定による特別代理人の選任 (10) 法第18条第3号の規定による不正の行為等の報告の受理 (11) 法第23条第1項の規定による役員の変更等の届出の受理 (12) 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証 (13) 法第25条第6項の規定による定款の変更の届出の受理 (14) 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の受理 (15) 法第26条第1項の規定による定款の変更の申請書の受理 (16) 法第29条の規定による事業報告書等の受理 (17) 法第30条の規定による事業報告書等の閲覧又は謄写 (18) 法第31条第2項の規定による事業の成功の不能の認定 (19) 法第31条第4項の規定による特定非営利活動法人の解散の届出の受理 (20) 法第31条の8の規定による清算人の氏名等の届出の受理 (21) 法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証 (22) 法第32条の2第3項及び第4項の規定による意見の陳述及び調査の受託 (23) 法第32条の3の規定による清算結了の届出の受理 (24) 法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証 (25) 法第41条第1項の規定による特定非営利活動法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査 (26) 法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令 (27) 法第43条第1項又は第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し (28) 法第43条第4項の規定による書面の交付 (29) 法第43条の2の規定による警察本部長への意見の聴取 (30) 法第43条の3の規定による警察本部長からの意見の受理 (31) 法第72条第1項の規定による情報の提供に係る必要な措置 (32) 法第73条の規定による官庁等に対する照会又は協力の要請（(1)から(31)までに掲げ 	<p>別表第7に掲げる市町村</p>

る事務に係るものに限る。) (33) 条例第 13 条の規定による閲覧又は謄写の場所の指定	
4の4～ (略)	

別表第 7

旭川市 苫小牧市 稚内市 美唄市 紋別市 根室市 深川市 恵庭市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町 新篠津村 松前町 森町 八雲町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 蘭越町 ニセコ町 倶知安町 共和町 岩内町 南幌町 由仁町 栗山町 浦臼町 東川町 美瑛町 上富良野町 下川町 苫前町 猿払村 利尻町 利尻富士町 遠軽町 日高町 新ひだか町 鹿追町 清水町 芽室町 広尾町 幕別町 浦幌町 標津町
--